

ヘイトスピーチは許さない !!

◆「ヘイトスピーチ」って何？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています（内閣府「人権擁護に関する世論調査(平成29年10月)」より）。

例えば、

(1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの

(「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など)

(2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの

(「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」など)

(3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの

(特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど)

などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

多様性が尊重され、不当な差別や偏見のない成熟した共生社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。



◆どんな法律があるの？

ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっていたことを受けて、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が成立し、平成28年6月3日に施行されました。

ヘイトスピーチ解消法は、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。

なお、同法が審議された国会の附帯決議のとおり、「本邦外出身者」に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動は決してあってはならないものです。



湖南分館の事業風景

すっきり体操

(大郷会館)

5月13日(月)

講師: Fitness Ja-んぐる

三澤 絵里 さん

リングをふみふみ
「いつ痛い!のは
私だけ?(-.-)」



チェア体操～咲花笑～

(温泉会館一ノ湯)

5月15日(水)

講師: Fitness Ja-んぐる

谷口 尚子 さん



フレイル予防体操
「咲花笑(さかえ)」皆さんバツ
チリですね!?

6月 人権・生活相談 日程

ひとりで悩まないで ご相談ください ~大切なのは、誰かに話すことです~

カウンセラー相談

【開催日】 6月 11日(火)・25日(火)

【時間】 15:00~17:00

【定員】 2名まで



夜間弁護士相談

【開催日】 6月 20日(木)

【時間】 18:30~20:30

【定員】 3名まで

《お申込み・お問い合わせ先》 鳥取市中央人権福祉センター

TEL:24-8241 FAX:24-8067 鳥取市幸町 151 (鳥取市人権交流プラザ)

6月 事業予定 / 内容		開催日・場所	
すっきり体操	ストレッチ & ヨガ	6/ 3(月)	大郷会館
チェア体操～咲花笑～	健康づくり体操	6/ 5(水) 6/19(水)	一ノ湯

分館の事業は申し込み不要、無料で参加できます。お気軽にご参加ください。

【お申込み・お問合せ】鳥取市中央人権福祉センター 鳥取市幸町 151 電話 24-8241

【より親しんでいただける広報紙へ!】アンケート受付中!
人権福祉センターの広報紙を読んでいただきありがとうございます。
アンケートにお答えいただけたら幸いです。回答はこちらをアクセス

